

別紙 2

二輪車安全運転指導員の審査実施要領

1 受審資格

「二輪車安全運転指導員の事前講習実施要領（別紙 1）」の 1 の受講資格に該当し、かつ、埼玉県二輪車安全運転推進委員会の行う「指導員の事前講習」を受講した者に限る。

2 費用

指導員審査料 2,500 円（審査当日に持参のこと。）

なお、審査に合格すると他に認定料及び指導員証代として、3,000 円を納入することとなります。

3 審査内容

「指導員養成講習及び審査カリキュラム」（別紙 3）のとおり。

4 審査用車両及び服装

- (1) 審査用車両は、原則として受講者の持ち込み車両を使用するものとする。
- (2) 服装は、二輪車の運転に適したものとする。